

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 9     | 介護保険に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湯川村は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

湯川村長

## 公表日

平成31年3月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務         |   |
|------------------------------|---|
| ①事務の名称                       | 介護保険に関する事務<br>被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付等の事務に関し、介護保険法及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。<br>(1)資格登録<br>(2)保険料賦課・更正・減免<br>(3)保険証交付<br>(4)資格台帳変更<br>(5)要介護認定申請書の交付<br>(6)認定結果の管理<br>(7)認定通知書の交付<br>(8)給付管理 |
| ②事務の概要                       |   |
| ③システムの名称                     | 介護保険システム<br>統合宛名システム<br>中間サーバ・ソフトウェア  |
| 2. 特定個人情報ファイル名               |   |
| 介護保険資格情報ファイル<br>介護保険賦課情報ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用                   |   |
| 法令上の根拠                       | 番号法第9条第1項 別表第一の68項  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携     |   |
| ①実施の有無                       | [ 実施する ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                      | 番号法第19条第7号<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる1~4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項<br>番号法第19条第7号<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法」が含まれる93、94、95の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署            |   |
| ①部署                          | 住民課   |
| ②所属長の役職名                     | 課長  |
| 6. 他の評価実施機関                  |   |
|                              |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求       |   |
| 請求先                          | 住民課   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ     |   |
| 連絡先                          | 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村役場住民課  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年1月31日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上<br>2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 平成31年1月31日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり<br>2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |              |          |  |
|---|--------------|----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]                                     |              |          | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |              |          |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]    |          |  |
| <選択肢>   |              |          | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |              |          |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ]    |          |  |
| <選択肢>   |              |          | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ]    |          |  |
| <選択肢>   |              |          | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |              |          |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]    |          |  |
| <選択肢>   |              |          | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |              |          |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ]    |          |  |
| <選択肢>   |              |          | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                           |              |          |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]    |          |  |
| <選択肢>   |              |          | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ]    |          |  |
| <選択肢>   |              |          | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 7. 特定個人情報の保管・消去                                 |              |          |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                     | [ 十分である ]    |          |  |
| <選択肢>   |              |          | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 8. 監査   |              |          |  |
| 実施の有無   | [ ○ ] 自己点検   | [ ] 内部監査 | [ ] 外部監査   |
| 9. 従業者に対する教育・啓発                                 |              |          |  |
| 従業者に対する教育・啓発                                    | [ 十分に行っている ] |          |  |
| <選択肢>   |              |          | 1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |

变更箇所